

令和6年度第1回
高知県地域職業能力開発促進協議会

日時：令和6年10月25日（金）

14:00～15:30

場所：高知共済会館 COMMUNITY SQUARE

3階 会議室 桜

高知労働局

高 知 県

令和6年度第1回高知県地域職業能力開発促進協議会

《会 議 次 第》

1. 開会あいさつ（高知労働局長）

2. 議 題
 - （1）高知県地域職業能力開発促進協議会の運営について

 - （2）最近の雇用失業情勢について

 - （3）令和5年度高知県地域職業訓練実施計画に基づく公的職業訓練（公共職業訓練、求職者支援訓練）の実績について

 - （4）令和6年度高知県地域職業訓練実施計画に基づく公的職業訓練（公共職業訓練、求職者支援訓練）の実施状況について

 - （5）令和7年度高知県地域職業訓練実施計画策定方針について

 - （6）地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保について

3. 質疑・意見交換

令和6年度 第1回高知県地域職業能力開発促進協議会 出席者名簿

所 属	役 職	氏 名
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	支部長	田中 賢一
	求職者支援課長	西村 尚之
	訓練課長	栗田 修
(社)高知県専修学校各種学校連合会	会長	近藤 邦夫
高知県職業能力開発協会	事務局長	福井 啓二
高知県経営者協会	専務理事	沖田 良二
高知商工会議所	専務理事	谷脇 明
高知県商工会連合会	専務理事	中川 雅人
アールシステム株式会社	業務主任	西森 加奈
	主任	山本 暁仁
高知県立大学 文化学部	教授	大井 方子
高知県商工労働部 雇用労働政策課	課長	杉本 健治
	チーフ(能力開発担当)	高野 卓紀
高知県教育委員会	教育次長	濱川 智明
	高等学校課指導主事	澤田 浩志
高知労働局	局 長	菊池 宏二

(オブザーバー)

厚生労働省 人材開発統括官付訓練企画室	室長	大塚 陽太郎
	室長補佐	安井 雄一
	係員	佐々木 健吾

(高知県地域職業能力開発促進協議会事務局)

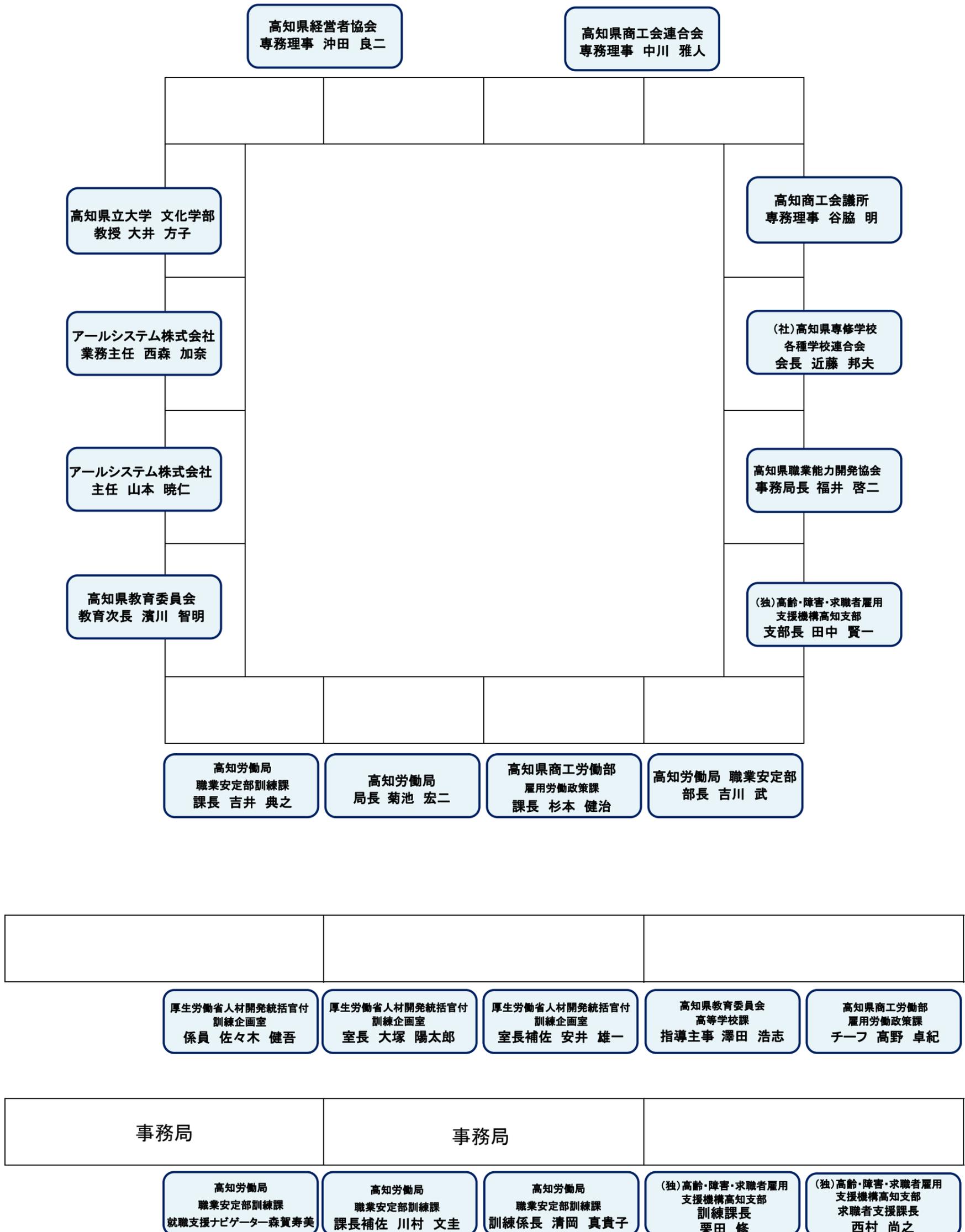
高知労働局職業安定部	部長	吉川 武
高知労働局職業安定部 訓練課	課長	吉井 典之
	課長補佐	川村 文圭
	地方人材育成対策担当官 (併)訓練係長	清岡 真貴子

令和6年度 第1回 高知県地域職業能力開発促進協議会 座席表

高知共済会館COMMUNITY SQUARE

令和6年10月25日(金)

14:00~15:30



高知県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は「高知県地域職業能力開発促進協議会」と称する。

2 目的

高知労働局及び高知県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16号第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う高知県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

設置主体は、高知労働局及び高知県の共催とする。

3 構成員

(1) 協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 高知労働局
- ② 高知県
商工労働部
教育委員会
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部
一般社団法人高知県専修学校各種学校連合会
高知県職業能力開発協会
社団法人全国産業人能力開発団体連合会会員企業
- ④ 労働者団体
日本労働組合総連合会高知県連合会（連合高知）
- ⑤ 使用者団体
高知県経営者協会
高知県中小企業団体中央会
高知商工会議所
高知県商工会連合会
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報提供事業者又はその団体
- ⑦ 学識経験者

(2) 協議会にはその他関係機関の必要とする者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- ① 協議会に会長を置き、高知労働局長をもって充てる。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- ⑥ その他必要な事項に関する事。

8 事務局

協議会の事務局は、高知労働局職業安定部に置く。

9 その他

- ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

令和6年3月13日改正。

高知県地域職業能力開発促進協議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
教育訓練 機関等	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部	支部長	田中 賢一
	(社)高知県専修学校各種学校連合会	会 長	近藤 邦夫
	高知県職業能力開発協会	事務局長	福井 啓二
	(株)ニチイ学館高知支店ヘルスケア事業支店 (社団法人全国産業人能力開発団体連合会会員企業)	支店長	市川 仁美
労使団体	連合高知	会 長	池澤 研吉
	高知県経営者協会	専務理事	沖田 良二
	高知県中小企業団体中央会	理事・事務局長	森田 健嗣
	高知商工会議所	専務理事	谷脇 明
	高知県商工会連合会	専務理事	中川 雅人
職業紹介 事業者	アールシステム株式会社	業務主任	西森 加奈
学識経験者	高知県立大学	文化学部 教授	大井 方子
行政機関	高知県商工労働部	副部長	宮地 宮
	高知県教育委員会	教育次長	濱川 智明
	高知労働局	局 長	菊池 宏二

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

- 【構成員】 ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村 …… 主催
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体 ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体） ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①公的職業訓練における人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

「地域職業訓練実施
計画」と実績とのミ
スマッチの検証

職業訓練機関等

職業訓練の実施

将来的に必要なスキルも含め、地域の詳細な人材ニーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、その他の職業能力開発に関する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

②公的職業訓練における訓練効果の把握・検証 (協議会の下でのワーキンググループで実施)

カリキュラム等の改善

訓練効果の把握・検証

採用企業

訓練機関

修了者

ヒアリング

⇒ 個別コースの質の向上を促進

③地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等

指定講座の状況を踏まえ、訓練ニーズの高い分野等における適切な訓練機会の確保等について協議

⇒ 協議内容の報告を受けた厚生労働省による業界団体等を通じた訓練実施機関への指定申請勧奨等の実施により指定講座を拡大

ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：概ね3か月～2年
実施機関

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所
手当+寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練機 関等(都道府県から の委託)
主にものづくり分野の 高度な訓練を実施 (金属加工科、住 環境計画科等)	地域の実情に応じた多 様な訓練を実施(木 工科、自動車整備科 等)	事務系、介護系、 情報系等モデルカリ キュラムなどによる訓練 を実施



対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**

(無料(テキスト代等除く))

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通
所手当(※)+寄宿手当を支給(本収入
が月8万円以下、世帯収入が月30万円以下
等、一定の要件を満たす場合)

訓練期間：2～6か月

※職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の
要件(本収入12万円以下、世帯収入34万円以下等)を
満たしていれば、通所手当のみ受給が可能。

実施機関

民間教育訓練機関等
(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース>
社会人としての
基礎的能力を習
得する訓練

<実践コース>
基礎的能力から実践的能力まで一括し
て習得する訓練
(介護系(介護福祉サービス科等)、情報系
(ソフトウェアプログラマー養成科等)、医療事
務系(医療・調剤事務科等)等)



8
在職者向け

対象：在職労働者(有料)

訓練期間：概ね2日～5日

実施機関：○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等(有料)

訓練期間：1年又は2年

実施機関：○国(ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

障害者向け

対象：ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間：概ね3か月～1年

実施機関：○国(障害者職業能力開発校)
・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営
・都道府県営(国からの委託)
○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)
○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

令和5年度 公共職業訓練 実績(速報値)	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	95,634	-	24,673	-	70,961	-
うち施設内	30,619	86.4%	24,673	87.7%	5,946	82.5%
うち委託	65,015	73.6%	-	-	65,015	73.6%
在職者訓練	114,522	-	70,789	-	43,733	-
学卒者訓練	14,872	96.4%	5,367	99.6%	9,505	95.3%
合計	225,028	-	100,829	-	124,199	-

令和5年度 公共職業訓練 実績(速報値) 障害者訓練 (離職者訓練の うち施設内)	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
	1,244	68.3%	329	83.9%	733	64.8%	182	65.9%

令和5年度求職者支援訓練 実績
受講者数：44,698人
(基礎コース) 6,019人 就職率：59.5% (実践コース) 38,679人 就職率：60.3%
※就職率は令和5年4月から12月末までに終了した訓練コースについて集計。

業務主要指標 (高知労働局 職業安定部)

令和6年8月分

●有効求人倍率、完全失業率

	有効求人倍率:倍			完全失業率:% 全国
	高知県	高知県正社員	全国	
2年度	0.99	0.69	1.10	2.9
3年度	1.11	0.77	1.16	2.8
4年度	1.21	0.82	1.31	2.6
5年度	1.14	0.82	1.29	2.6
4年7月	1.21	0.81	1.29	2.5
8月	1.21	0.83	1.31	2.5
9月	1.22	0.84	1.32	2.6
10月	1.22	0.86	1.33	2.6
11月	1.23	0.89	1.35	2.5
12月	1.23	0.93	1.35	2.5
5年1月	1.24	0.89	1.35	2.5
2月	1.24	0.83	1.34	2.6
3月	1.21	0.78	1.32	2.7
4月	1.19	0.79	1.32	2.6
5月	1.17	0.79	1.32	2.6
6月	1.16	0.81	1.31	2.5
7月	1.15	0.82	1.30	2.6
8月	1.17	0.82	1.30	2.6
9月	1.16	0.80	1.29	2.6
10月	1.15	0.81	1.29	2.5
11月	1.13	0.84	1.27	2.5
12月	1.13	0.88	1.27	2.5
6年1月	1.08	0.87	1.27	2.4
2月	1.08	0.80	1.26	2.6
3月	1.12	0.76	1.28	2.6
4月	1.10	0.77	1.26	2.6
5月	1.04	0.78	1.24	2.6
6月	1.04	0.80	1.23	2.5
7月	1.08	0.85	1.24	2.7
8月	1.10	0.87	1.23	2.5

●職業紹介状況 (学卒を除きパートを含む)

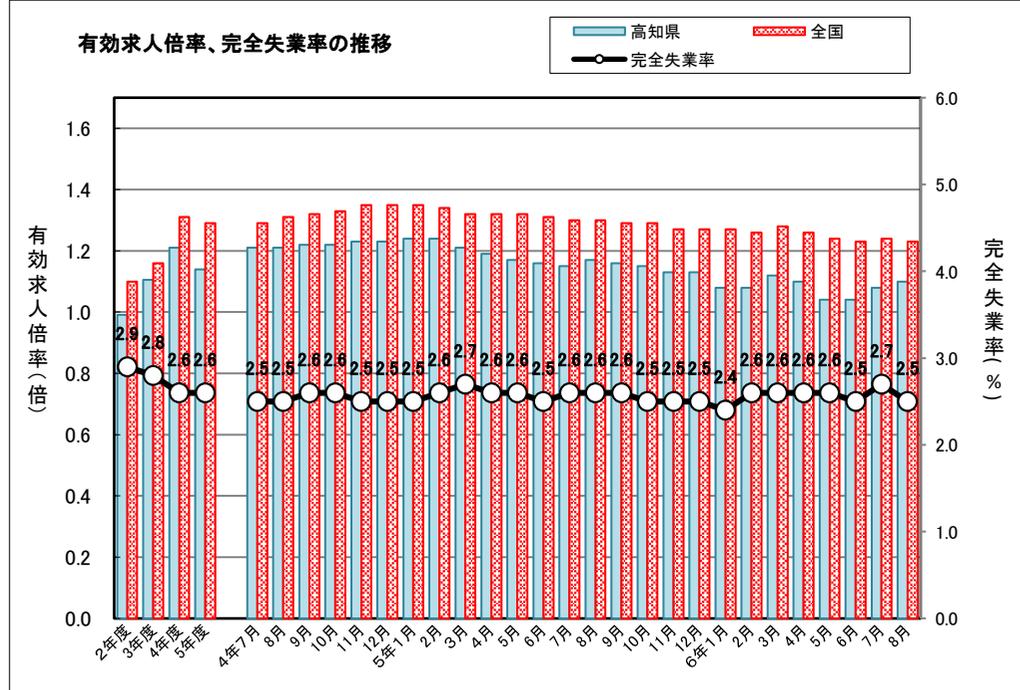
	新規求職者数 (原数値)	前年 (同月)比	有効求職者数 (原数値)	前年 (同月)比	新規求人数 (原数値)	前年 (同月)比	有効求人数 (原数値)	前年 (同月)比	うち正社員 求人数		就職件数	前年 (同月)比
									求人数	前年 (同月)比		
2年度	32,383	-10.1	152,291	1.6	57,024	-18.1	151,013	-20.6	67,629	-10.7	11,056	-14.7
3年度	33,722	4.1	157,059	3.1	64,099	12.4	174,054	15.3	76,482	13.1	11,196	1.3
4年度	32,943	-2.3	156,189	-0.6	69,408	8.3	189,233	8.7	81,277	6.3	11,634	3.9
5年度	33,276	1.0	160,138	2.5	65,713	-5.3	182,566	-3.5	80,678	-0.7	11,388	-2.1
7月	2,577	-12.6	12,933	-1.0	5,202	3.7	15,058	11.2	6,556	6.9	765	-0.6
8月	2,494	-2.7	12,977	-2.0	5,468	11.7	15,288	10.3	6,699	6.6	780	-1.4
9月	2,462	-3.9	12,959	-1.8	5,697	13.4	15,352	11.2	6,828	8.2	855	2.0
10月	2,458	-4.4	12,614	-2.5	5,563	0.8	15,598	8.7	6,944	7.1	808	-4.3
11月	2,211	-6.9	12,237	-1.9	5,525	8.2	15,526	7.8	6,976	7.1	831	6.1
12月	1,892	-8.6	11,479	-2.8	5,064	4.5	15,073	5.5	6,770	5.0	697	-3.6
5年1月	3,004	-2.1	12,044	-1.8	6,808	12.6	16,432	7.5	6,931	4.1	702	-1.4
2月	3,121	-1.2	13,048	-0.5	6,884	9.3	17,581	9.5	6,962	4.8	975	9.9
3月	3,690	-1.2	14,367	-0.2	6,584	7.0	17,886	6.4	7,086	6.0	2,298	16.1
4月	3,775	-0.8	13,921	-2.4	5,317	-2.0	15,428	0.4	6,851	4.6	1,050	-4.0
5月	2,816	6.1	13,937	1.1	5,203	-1.9	14,945	0.3	6,660	2.9	973	7.0
6月	2,587	0.4	13,659	1.4	5,492	-6.7	14,939	-1.6	6,613	1.7	866	-5.9
7月	2,602	1.0	13,376	3.4	5,104	-1.9	14,713	-2.3	6,612	0.9	776	1.4
8月	2,512	0.7	13,360	3.0	5,554	1.6	15,147	-0.9	6,717	0.3	745	-4.5
9月	2,635	7.0	13,425	3.6	5,331	-6.4	15,115	-1.5	6,656	-2.5	896	4.8
10月	2,557	4.0	13,203	4.7	5,675	2.0	15,366	-1.5	6,723	-3.2	897	11.0
11月	2,103	-4.9	12,595	2.9	5,167	-6.5	14,884	-4.1	6,670	-4.4	759	-8.7
12月	2,057	8.7	12,031	4.8	4,912	-3.0	14,596	-3.2	6,650	-1.8	694	-0.4
6年1月	3,053	1.6	12,569	4.4	5,834	-14.3	14,979	-8.8	6,863	-1.0	654	-6.8
2月	3,207	2.8	13,576	4.0	6,475	-5.9	16,044	-8.7	6,844	-1.7	934	-4.2
3月	3,372	-8.6	14,486	0.8	5,649	-14.2	16,410	-8.3	6,819	-3.8	2,144	-6.7
4月	3,841	1.7	14,266	2.5	4,969	-6.5	14,551	-5.7	6,728	-1.8	1,026	-2.3
5月	2,796	-0.7	14,322	2.8	4,909	-5.7	13,775	-7.8	6,694	0.5	852	-12.4
6月	2,299	-11.1	13,746	0.6	4,744	-13.6	13,439	-10.0	6,607	-0.1	787	-9.1
7月	2,663	2.3	13,416	0.3	5,157	1.0	13,831	-6.0	6,873	3.9	813	4.8
8月	2,180	-13.2	13,035	-2.4	4,921	-11.4	13,963	-7.8	6,945	3.4	616	-17.3

●雇用保険関係

	適用関係		失業給付 (基本手当)	
	事業所数	被保険者数	資格決定	受給実人員
2年度	13,802	196,928	9,117	2,901
3年度	13,775	194,689	8,591	2,746
4年度	13,746	193,490	8,632	2,621
5年度	13,588	192,061	8,754	2,681
7月	13,804	194,314	651	3,015
8月	13,795	193,932	661	3,215
9月	13,674	193,596	682	2,914
10月	13,674	193,298	671	2,670
11月	13,688	193,543	569	2,551
12月	13,697	193,603	418	2,427
5年1月	13,719	192,651	679	2,361
2月	13,741	192,421	618	2,298
3月	13,748	192,190	705	2,246
4月	13,732	190,541	1,255	2,244
5月	13,727	192,653	1,094	2,712
6月	13,711	192,914	697	2,874
7月	13,727	192,399	617	3,091
8月	13,744	191,983	731	3,171
9月	13,623	192,150	713	2,902
10月	13,632	192,208	708	2,907
11月	13,568	192,549	541	2,680
12月	13,465	192,733	442	2,529
6年1月	13,414	191,843	717	2,420
2月	13,363	191,629	643	2,387
3月	13,355	191,133	596	2,258
4月	13,357	188,486	1,337	2,415
5月	13,360	191,072	992	2,750
6月	13,367	191,320	570	2,809
7月	13,357	190,892	677	3,217
8月	13,355	190,541	646	3,031

※有効求人倍率の月別は季節調整値、年度は実数値を記載。 ※完全失業率の月別は季節調整値で年度は年度平均を記載。資料出処：総務省統計局労働力調査（基本集計）
※有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、完全失業率、有効求人倍率ともに令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

※資格決定を除く年度分は月平均値
※R5年4月分～R6年8月分は速報値であり、修正があり得る



●年齢別職業紹介状況【常用（パートを含む）】

	新規求職者数	就職件数	就職率 (%)
24歳以下	159	42	26.4
(20歳以下)	(33)	(9)	(28.2)
25~34歳	364	97	26.6
35~44歳	383	133	34.7
45~54歳	505	149	29.5
55歳以上	727	157	21.6
計	2,138	578	27.0

※(常用)雇用期間の定めがない、または4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

●新規学卒関係(各年8月末現在の比較)

	卒業年	就職希望者数		求人件数		就職内定率 (%)
		希望者数	希望者数	求人件数(県内求人)	求人件数(県外求人)	
中学	7年3月	8	1	0	0	0.0%
	6年3月	10	0	0	0	0.0%
高校	7年3月	858	828	0	0	0.0%
	6年3月	775	798	0	0	0.0%
専修	7年3月	784	684	0	0	0.0%
	6年3月	850	711	0	0	0.0%
高专	7年3月	102	235	0	0	0.0%
	6年3月	129	229	0	0	0.0%
短大	7年3月	173	66	0	0	0.0%
	6年3月	171	81	0	0	0.0%
大学 (医学部除く)	7年3月	1,430	567	0	0	0.0%
	6年3月	1,464	488	0	0	0.0%

※専修・高专・短大・大学については、3月末で集計終了。

●安定所別求職・求人状況

	有効求職者数		有効求人倍率		前年同月比
	求職者数	求職者数	求人倍率	求人倍率	
高知	7,321	9,806	1.34	-0.04p	
香美(出)	1,054	795	0.75	-0.13p	
須崎	973	869	0.89	-0.16p	
四万十	1,279	1,014	0.79	-0.04p	
安芸	730	481	0.66	-0.05p	
いの	1,678	998	0.59	-0.07p	

※学卒を除きパートを含む

●障害者雇用率(各年6月1日現在調査)

	対象企業数	障害者数	雇用率 (%)	
			高知県	全国
30年	539	1,844.5	2.30	2.05
元年	530	1,921.5	2.36	2.11
2年	533	1,961.0	2.40	2.15
3年	552	2,081.5	2.55	2.20
4年	546	1,968.0	2.42	2.25
5年	541	2,011.5	2.51	2.33

※法定雇用率：2.5% (令和6年3月までは2.3%)

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれている。

求人・求職・就職バランスシート(正社員)

令和6年8月

	求人倍率(倍)	有効求人(人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.87	6,945	7,951	4,284	3,658	288	134	152
A管理的職業	1.77	39	22	21	1	0	0	0
B専門的・技術的職業	1.48	1,765	1,195	459	735	53	10	42
09建築・土木技術者	8.09	469	58	52	6	3	1	1
10情報処理・通信技術者	0.38	47	123	95	28	0	0	0
12医師、薬剤師等	4.17	50	12	8	4	0	0	0
13保健師、助産師、看護師等	1.32	475	360	24	336	28	1	27
16社会福祉専門職業	1.13	229	202	58	144	11	5	6
C事務的職業	0.38	722	1,915	571	1,342	66	7	59
25一般事務員	0.30	514	1,714	479	1,235	43	2	41
26会計事務員	0.64	81	127	54	73	12	3	9
D販売の職業	1.55	551	356	207	149	24	14	10
32商品販売	0.94	185	196	73	123	9	3	6
34営業職業	2.36	357	151	130	21	13	9	4
Eサービスの職業	1.66	1,353	813	323	488	50	19	30
36介護サービス	1.63	645	395	152	241	27	11	15
37保健医療サービス	4.48	148	33	6	27	5	0	5
38生活衛生サービス	1.55	90	58	2	56	2	0	2
39飲食物調理	1.63	252	155	82	73	9	3	6
40接客・給仕	1.46	147	101	44	57	5	3	2
F保安の職業	5.52	298	54	53	1	5	4	1
G農林漁業の職業	1.05	106	101	83	18	5	5	0
H生産工程の職業	1.77	720	407	314	92	36	29	7
52製品製造・加工(金属)	2.28	210	92	87	4	11	10	1
53製品製造・加工(金属以外)	1.45	188	130	78	52	16	10	6
54機械組立の職業	0.57	35	61	41	20	0	0	0
55機械整備・修理の職業	3.43	175	51	50	1	5	5	0
59生産関連・生産類似	1.42	61	43	34	9	3	3	0
I輸送・機械運転の職業	1.47	355	241	236	5	19	19	0
61自動車運転	1.47	277	188	183	5	17	17	0
64定置・建設機械運転	1.74	66	38	38	0	2	2	0
J建設・採掘の職業	3.03	803	265	261	4	12	11	1
65建設躯体工事	6.03	181	30	30	0	2	2	0
66建設(65を除く)	2.77	144	52	51	1	2	1	1
67電気工事	1.52	99	65	64	1	3	3	0
68土木作業	3.20	374	117	115	2	4	4	0
K運搬・清掃等の職業	0.22	233	1,053	743	310	18	16	2
70運搬	0.53	115	219	188	31	9	9	0
71清掃	0.38	41	108	74	34	2	2	0
73その他の運搬等	0.09	66	706	475	231	6	5	1

※令和5年4月から日本標準職業分類に基づく区分による。

※代表的な職業を抽出しているため、職業計と内訳の合計は必ずしも一致しない。また求職者の性別は任意登録のため、男女の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

令和6年8月

	求人倍率(倍)	有効求人(人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	1.02	13,008	12,711	5,820	6,879	578	229	347
A管理的職業	1.54	40	26	24	2	0	0	0
B専門的・技術的職業	1.59	2,727	1,718	550	1,167	101	19	81
09建築・土木技術者	7.04	486	69	62	7	3	1	1
10情報処理・通信技術者	0.43	57	132	103	29	1	1	0
12医師、薬剤師等	2.70	73	27	10	17	0	0	0
13保健師、助産師、看護師等	1.31	727	556	30	526	37	1	36
16社会福祉専門職業	1.72	607	352	68	284	35	8	27
C事務的職業	0.51	1,406	2,759	705	2,051	132	21	111
25一般事務員	0.39	983	2,498	595	1,902	99	11	88
26会計事務員	1.55	235	152	58	94	15	4	11
D販売の職業	2.63	1,428	544	252	292	39	17	22
32商品販売	2.47	893	361	103	258	23	6	17
34営業職業	2.25	373	166	141	25	13	9	4
Eサービスの職業	2.53	3,402	1,344	410	932	116	33	82
36介護サービス	2.48	1,328	536	179	355	48	15	32
37保健医療サービス	4.56	237	52	7	45	11	0	11
38生活衛生サービス	1.80	149	83	2	81	2	0	2
39飲食物調理	2.40	773	322	119	203	33	8	25
40接客・給仕	2.93	540	184	50	134	13	5	8
F保安の職業	5.56	417	75	73	2	8	7	1
G農林漁業の職業	1.09	207	190	135	55	16	11	5
H生産工程の職業	2.19	1,084	494	342	151	54	37	17
52製品製造・加工(金属)	2.34	227	97	91	5	13	12	1
53製品製造・加工(金属以外)	2.55	469	184	89	95	26	12	14
54機械組立の職業	1.10	78	71	45	26	4	2	2
55機械整備・修理の職業	3.37	182	54	53	1	5	5	0
59生産関連・生産類似	1.28	68	53	39	14	3	3	0
I輸送・機械運転の職業	1.56	499	319	311	8	26	25	1
61自動車運転	1.57	399	254	246	8	23	22	1
64定置・建設機械運転	1.73	78	45	45	0	3	3	0
J建設・採掘の職業	2.94	851	289	284	5	15	14	1
65建設躯体工事	5.61	185	33	33	0	2	2	0
66建設(65を除く)	2.74	156	57	55	2	4	3	1
67電気工事	1.43	103	72	71	1	3	3	0
68土木作業	3.19	402	126	124	2	5	5	0
K運搬・清掃等の職業	0.42	947	2,265	1,281	983	71	45	26
70運搬	0.82	245	297	257	40	18	17	1
71清掃	1.09	338	309	157	152	21	13	8
73その他の運搬等	0.17	278	1,619	858	760	23	14	9

※令和5年4月から日本標準職業分類に基づく区分による。

※代表的な職業を抽出しているため、職業計と内訳の合計は必ずしも一致しない。また求職者の性別は任意登録のため、男女の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

ハロートレーニング（離職者向け）の令和5年度実績

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

39_高知		総計			
分野		コース数	計画数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	8	94	46	41
	営業・販売・事務分野	48	707	641	488
	医療事務分野	8	91	76	47
	介護・医療・福祉分野	15	150	183	114
	農業分野	0	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0
	デザイン分野	2	3	30	18
	製造分野	13	164	156	115
	建設関連分野	9	71	90	56
	理容・美容関連分野	11	60	90	69
	その他分野	7	11	40	36
（基礎者支援訓練）	基礎	2	110	29	18
合計		123	1,461	1,381	1,002
（参考） デジタル分野		19		206	148

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数(中途退校就職者数を除く)等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

「関連就職率」

訓練分野に相当する分野に就職した受講生の割合。

「デジタル分野」

IT分野(ITエンジニア養成科など)、デザイン分野(WEBデザイン系のコースに限る)等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)							求職者支援訓練						
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	関連就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	関連就職率
13 公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	6	11	11	200.0%	100.0%	100.0%	50.0%	2	35	30	105.7%	85.7%	16.7%	100.0%
	営業・販売・事務分野	40	517	370	84.3%	71.6%	80.6%	81.6%	3	40	36	120.0%	90.0%	53.8%	59.1%
	医療事務分野	8	76	47	69.7%	61.8%	87.2%	48.6%	0	0	0	-	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	8	50	22	48.0%	44.0%	94.4%	100.0%	7	133	92	80.5%	69.2%	71.2%	89.2%
	農業分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
	デザイン分野	2	30	18	70.0%	60.0%	60.0%	62.5%	0	0	0	-	-	-	-
	製造分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
	建設関連分野	2	1	1	100.0%	100.0%	66.7%	60.0%	0	0	0	-	-	-	-
	理容・美容関連分野	5	4	4	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	6	86	65	111.6%	75.6%	59.4%	33.3%
その他分野	4	15	15	120.0%	100.0%	86.7%	53.6%	0	0	0	-	-	-	-	
(求職者支援訓練) 基礎	-	-	-	-	-	-	-	2	29	18	72.4%	62.1%	56.3%	72.7%	
合計	75	704	488	82.2%	69.3%	81.9%	77.7%	20	323	241	95.7%	74.6%	76.9%	64.7%	
(参考) デジタル分野	8	41	29	104.9%	70.7%	76.5%	57.1%	2	35	30	105.7%	85.7%	16.7%	100.0%	

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。
 (注)求職者支援訓練の就職率は令和5年12月末までに終了したコースについて集計。
 ※応募倍率、就職率については上位5位を桃色セル、下位5位を緑色セルで表示している。

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)							公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)						
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	関連就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	関連就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	-	5	84	82	133.3%	97.6%	88.3%	82.1%
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
製造分野	0	0	0	-	-	-	-	13	156	115	85.9%	73.7%	78.2%	72.4%
建設関連分野	2	25	20	100.0%	80.0%	88.9%	50.0%	5	64	35	60.9%	54.7%	84.6%	48.0%
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	-	3	25	21	92.0%	84.0%	-	-
合計	2	25	20	100.0%	80.0%	88.9%	52.9%	26	329	253	93.6%	76.9%	82.7%	64.2%
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	-	9	130	89	77.7%	68.5%	83.1%	-

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

R5年度 職業訓練 計画数

(令和5年度高知県地域職業訓練実施計画より抜粋)

高知県 (人)

分野		委託訓練 (県)	求職者 支援訓練	県施設内訓練 (高知・中村高等 技術学校)	高齢・障害・ 求職者雇用 支援機構	合計
+ 求職者 + 公共 + 職業 + 支援 + 訓練 (離職者 + 実践 + コース)	IT分野 (デジタル系)	34	60			94
	営業・販売・事務分野	531	56		120	707
	医療事務分野	76	15			91
	介護・医療・福祉分野	80	70			150
	農業分野					0
	旅行・観光分野					0
	デザイン分野	3				3
	製造分野				164	164
	建設関連分野	1		25	45	71
	理容・美容関連分野	4	56			60
	その他分野	11				11
(基礎コース)	基礎		110			110
合計		740	367	25	329	1,461

令和5年度 高知県地域職業訓練実施計画

令和5年4月1日

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、高知県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、高知労働局、公共職業安定所、高知県等の関係機関と連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率が低下する等、雇用への大きな影響がみられたものの、高知県の令和5年1月の有効求人倍率は1.26倍となり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意が必要であるものの、改善の動きが見られる状況となっている。正社員有効求人倍率は0.93倍と全国で40番目となっており、前年同月の0.87倍から改善しているものの、新規求人に占める正社員求人の割合は44.8%であり、全国の46.6%と比べると低い水準となっている。正社員求人の職種については求人者と求職者の間にミスマッチがあり、これらの対策としてスキルの不足する求職者に対してスキルアップを図る必要がある。

また、高知県においては全国に先駆けて少子高齢化が進んでおり、人手不足が顕著となっている。そのため、公的職業訓練を通じた人材の育成を行い、人材が不足している分野の人材確保も求められている。

さらに、多様な求職者に対して、個々の状況による再就職を支援するために、人材ニーズを踏まえた公的職業訓練を実施する必要がある。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和4年度の新規求職者は令和4年12月末現在で23,128人(前年同月比97.3%)であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者の数は令和4年12月末現在で9,919人(前年同月比97.4%)であった。

これに対し、令和4年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

〈令和4年4月～令和4年12月まで〉

離職者に対する公共職業訓練	594人	(前年同期比	91.1%)
求職者支援訓練	171人	(前年同期比	150.0%)

3 令和5年度の公的職業訓練の実施方針

令和3年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野(「介護・医療・福祉分野」)があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野(「デザイン分野」「理容・美容関連分野」)があること
- ③ 応募倍率が低く、就職率が低い分野(「営業・販売・事務分野」)があること
- ④ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和3年度計画では認定規模30%としていたが、実績は6%程度であること
- ⑤ 委託訓練の計画数と実績の乖離があること
- ⑥ デジタル分野の設定はあるものの、内容の充実が課題であること

といった課題がみられた。これらの課題の解消を目指し、令和5年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① については、高知県では他県に比べ、高齢化が進んでいるため、介護分野の訓練の設定は必須であることから、応募・受講しやすい募集期間・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。
- ② については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討したうえで運用を見直す。また、「デザイン分野」「理容・美容関連分野」で働くことに関心を持てるような支援等、ハローワークと連携した就職支援を強化する。
- ③ については、求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか検討のうえ、就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか検討を行う。
- ④ については、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画の策定をする。
- ⑤ については、訓練を実施する民間教育機関等のニーズを踏まえたコース設定を行い、計画数と実績の乖離の解消に努める。
- ⑥ については、ITコースの内容をデジタル人材育成方針に沿った内容にすること、またデジタル分野の訓練施設の開拓等に努め、推進する。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 施設内訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
高知県立中村高等技術学校	25	25	85.7%
左官エクステリア科 (1年)	10	10	
住宅リフォーム科 (10ヶ月)	15	15	
高知職業能力開発促進センター	329	329	82.5%
テクニカルオペレーション科 (募集科名：機械CAD技術科)	30	30	
CADものづくりサポート科	36	36	
住宅リフォーム技術科 (募集科名：住宅CADリフォーム技術科)	64	64	
電気設備技術科	60	60	
ビジネスワーク科	84	84	
テクニカルオペレーション科 (短期デュアルコース) (募集科名：機械CAD技術科(企業実習付))	15	15	
電気設備技術科(短期デュアルコース) (募集科名：電気設備技術科(企業実習付))	15	15	
橋渡し訓練(導入講習)	25	25	
合 計	354	354	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・施設内訓練の定員は令和4年度と同数の10科目、354人の訓練定員を確保する。
- ・高知職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等業界ニーズを基に、主にもものづくり分野であって、民間の教育訓練期間等では実施が難しいコースを設定する。(訓練期間：6～7ヶ月)

② 委託訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
長期高度人材育成コース※1	45	45	84.5%
介護福祉士養成科	8	10	
保育士養成科	10	10	
その他(情報システム系/調理師/ 建築・インテリアデザイン/美容系など)	27	25	
知識等習得コース(デュアル訓練含む)※2	705	695	
IT系			
IT訓練科	475	470	
IT訓練科(デジタル)	0	30	
経理・宅地建物取引士	50	60	
介護系	105	60	
医療事務系	75	75	
合 計	750	740	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・委託訓練は、令和4年度計画の750人から10人減の740人を計画数として実施する。
- ・「長期高度人材育成コース」は、人材不足分野の介護福祉士、保育士を重点分野として実施する。
- ・「知識等習得コース」は、IT系、経理・宅地建物取引士、介護系、医療事務系の分野を設定し、応募・求人ニーズを踏まえたうえで実施する。
- ・若年者・女性・就職氷河期世代の方に配慮した多様なコース設定を行う。特に育児中の訓練受講希望者に配慮した託児サービス提供事業の拡充を図る。

※1 長期高度人材育成コース

非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している若者が正社員就職を実現するために国家資格等の取得を目指すコース。(訓練期間：1年以上2年以下)

※2 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技術等の職業能力を付与するための訓練コース

(訓練期間：3ヶ月以上を標準とし1年以下)

デュアル訓練コース

座学訓練と事業主等への委託による企業実習及び企業実習先での能力評価を行う訓練コース

(訓練期間：4ヶ月間を標準とする)

③求職者支援訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
基礎コース	110	110	58%
実践コース	257	257	63%
介護系	73	70	
医療事務系	13	15	
デジタル系	55	60	
その他の成長分野、人手不足分野	116	112	
合 計	367	367	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対して雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、367人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模367人を上限とする。
- ・訓練内容としては、職業能力開発講習及び基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を全体の30%程度、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を全体の70%程度とする。
- ・その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定に努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児付き訓練コースの設定に努める。
- ・地域ニーズ枠は、訓練認定規模の10%以内で設定することとする。

- ・新規参入枠は、次のとおりとする。
 - イ 基礎コース 上限値 20%
 - ロ 実践コース 上限値 30%
- ・認定単位期間は、四半期ごとに認定する。なお、第3四半期まで繰り越した認定枠について端数がある場合には集約し振替えることができる。
- ・申請単位期間内で新規参入枠以外の認定数（以下「実績枠」という）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・第3四半期以降においては、上半期の認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コースの繰り越し分については、基礎・実践コース間の振替えや、実践コースの他分野への振替えができるものとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

〈職業訓練の対象者数〉

公共職業訓練（在職者訓練） 573人

【内訳】

高知県 223人

高知職業能力開発促進センター 160人

高知職業能力開発短期大学校 190人

生産性向上支援訓練 560人

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上支援訓練においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練等のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ものづくり分野について、DX等に対応した職業訓練の開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況等について確認する。
- ・高知県においては、産業界や企業のニーズにあった訓練を実施し、企業在職者にとって必要な資格取得やスキルアップを図る。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
高知県立高知高等技術学校	85	85	98.1%
機械加工科	10	10	
溶接科	10	10	
塑性加工科 (募集科名: オートボディ科)	20	20	
電気工事科	15	15	
自動車設備科	20	20	
配管科	10	10	
高知県立中村高等技術学校	15	15	
木造建築科	15	15	
高知職業能力開発短期大学校	50	45	95%
生産技術科	20	20	
電子情報技術科	30	25	
合 計	150	145	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・県立高等技術学校では、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。(訓練期間: 1~2年間)
- ・高知職業能力開発短期大学校では、技術革新に対応できるものづくりの高度な知識と技術・技能を兼ね備えた実践技能者の育成のための職業訓練を実施する。(訓練機関: 2年間)

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和4年度	令和5年度	目標 (就職率)
知識・技能習得訓練コース (集合訓練)	39	0	85%
在宅就業 (テレワーク) 研修科	24	0	
その他	15	0	
実践能力習得訓練コース	35	35	
合 計	74	35	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・定員充足率、就職率の低い訓練コースを廃止し、就職を目指す障害者にとってニーズがある就職率の高い実践能力習得訓練コースで、35人の定員として実施。
- ・企業の中で実際の業務を行う事で職業能力の向上と就職を目指す。

5 その他、職業能力の開発および向上の促進のための取組等

- ・受講者に対する訓練終了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供など計画的な就職支援を実施する。
- ・高知県が進める「産業振興計画」等の産業施策とも連携した就労支援を実施していく。
- ・人材不足分野である「介護・医療・福祉」分野の人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練関係機関及び高知県福祉人材センターの連携強化による就職支援を実施する。
- ・地方単独事業として実施される「地域リスクリソグ推進事業」については、事業一覧の報告を持って地域職業訓練実施計画に位置づける。なお、県及び市町村の該当事業一覧（地域リスクリソグ推進事業一覧）は、事業実施年度に入り開催する地域協議会において、報告する。

ハロートレーニング（離職者向け）の令和6年度実績

R6.9月末

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	3	24	20	108.3%	83.3%	-	2	43	26	72.1%	60.5%	-
	営業・販売・事務分野	13	200	133	82.5%	66.5%	-	3	43	38	97.7%	88.4%	-
	医療事務分野	1	15	10	73.3%	66.7%	-	0	0	0	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	3	20	11	75.0%	55.0%	-	4	68	62	102.9%	91.2%	-
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野	1	5	5	140.0%	100.0%	-	1	13	7	130.8%	53.8%	-
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	1	2	2	100.0%	100.0%	-	0	0	0	-	-	-
	理容・美容関連分野	2	3	3	133.3%	100.0%	-	5	66	51	110.6%	77.3%	-
その他分野	2	8	7	125.0%	87.5%	-	0	0	0	-	-	-	
(求職者支援訓練) (基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	1	15	10	73.3%	66.7%	-
合計		26	277	191	86.3%	69.0%	-	16	248	194	98.4%	78.2%	-
(参考) デジタル分野		4	29	25	113.8%	86.2%	-	3	56	33	85.7%	58.9%	-

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。
 (注)求職者支援訓練の就職率は令和5年12月末までに終了したコースについて集計。

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	2	40	53	170.0%	132.5%	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	0	0	0	-	-	-	5	70	56	98.6%	80.0%	-
建設関連分野	2	25	16	72.0%	64.0%	-	2	30	32	110.0%	106.6%	-
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	2	18	15	100.0%	83.3%	-
合計	2	25	16	72.0%	64.0%	-	11	158	156	119.0%	98.7%	-
(参考) デジタル分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

R6年度 職業訓練 計画数

(令和6年度高知県地域職業訓練実施計画より抜粋)

高知県 (人)

分野		委託訓練 (県)	求職者 支援訓練*	県施設内訓練 (高知・中村高等 技術学校)	高齢・障害・ 求職者雇用 支援機構	合計
+ 求職者 支援訓練 (実践者 向け)	IT分野 (デジタル系)	36	72			108
	営業・販売・事務分野	503	50		72	625
	医療事務分野	76				76
	介護・医療・福祉分野	65	48			113
	農業分野					0
	旅行・観光分野					0
	デザイン分野	3				3
	製造分野				156	156
	建設関連分野	2		25	60	87
	理容・美容関連分野	4	52			56
	その他分野	8	15		25	48
(基礎コース)	基礎		101			101
合計		697	338	25	313	1,373

*計画数は申請見込数であり変動することがあります。

令和6年度 高知県地域職業訓練実施計画

令和6年4月1日

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、高知県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、高知労働局、ハローワーク、高知県等の関係機関と連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など

雇用への影響が大きく見られたものの、足下の状況では全国的に求人への動きが堅調である。高知県の令和5年12月現在の有効求人倍率は1.13倍となり、高知県内の雇用失業情勢はやや弱さが見られる状況であるが、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って様々な職種で人手不足感が深刻化している。このため、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えており、特に、高知県は出生数の低下や若者の県外流出等に伴い、全国に先駆けて少子高齢化が進んでいる。こうした中で、高知県の持続的な成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、公的職業訓練等を通じた人材の育成を行う等、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

近年のデジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーションの進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。こうした変化への対応が求められている中で、地域の人材ニーズを的確に把握するとともに、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する職業訓練や、産業界や企業のニーズに合致した在職者のリ・スキリングによる能力向上支援等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年11月末現在で21,587人(前年同月比101.6%)であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者の数は令和5年11月末現在で9,152人(前年同月比100.2%)であった。

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

〈令和5年4月～令和5年11月まで〉

離職者に対する公共職業訓練	513人	(前年同期比	98.4%)
求職者支援訓練	203人	(前年同期比	135.3%)

3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野(「介護・医療・福祉分野」「医療事務分野」)があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野(「IT分野」)があること
- ③ 応募倍率、就職率がともに低い分野(「営業・販売・事務分野」)があること

- ④ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和4年度は委託訓練受講者が減少していること
- ⑤ デジタル分野の設定はあるものの、内容の充実が課題であること
といった課題がみられた。これらの課題の解消を図るため、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。
 - ① については、高知県では他県に比べ高齢化が進んでいるため、介護、医療、福祉分野の訓練の設定は必須であることから、応募・受講しやすい募集期間・訓練日程を検討し、専門的スキル向上のほか社会人としての対応やデジタルリテラシーの向上に資する訓練を実施するとともに、ハローワークにおいて訓練の魅力や訓練効果を求職者に説明する等によりの確な受講あっせんを行う。
 - ② については、求人ニーズに即した訓練内容となっているか、就職支援が十分であるかについて検討した上で運用を見直す。また、「IT分野」で働くことに関心を持てるような取組等、ハローワークと連携した就職支援を強化する。
 - ③ については、求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか検討の上、就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか検討を行う。
 - ④ については、訓練を実施する民間教育機関等のニーズを踏まえたコース設定を行い、計画数と実績の乖離の解消に努める。
 - ⑤ については、既存コースの内容をデジタル人材育成方針に沿った内容にすること、また、デジタル分野の訓練施設の開拓等に努め、一層のコース認定の促進を図る。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 施設内訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)
高知県立中村高等技術学校	25	25	85.7%
左官エクステリア科(1年)「建設関連分野」	10	10	
住宅リフォーム科(10ヶ月)「建設関連分野」	15	15	
高知職業能力開発促進センター	329	313	82.5%
テクニカルオペレーション科「製造分野」 (募集科名:機械CAD技術科)	30	30	
CADものづくりサポート科「製造分野」	36	36	
住宅リフォーム技術科「建設関連分野」 (募集科名:住宅CADリフォーム技術科)	64	60	
電気設備技術科「製造分野」	60	60	
ビジネスワーク科「営業販売事務分野」	84	72	
テクニカルオペレーション科「製造分野」 (短期デュアルコース) (募集科名:機械CAD技術科(企業実習付))	15	15	
電気設備技術科(短期デュアルコース)「製造分野」 (募集科名:電気設備技術科(企業実習付))	15	15	
橋渡し訓練(導入講習)「その他分野」	25	25	
合 計	354	338	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・施設内訓練の定員は令和5年度より16人減の10科目、338人の定員とする。
- ・高知職業能力開発促進センターでは、地域の事業主団体や事業主等業界ニーズを基に、主にものづくり分野であって、民間の教育訓練期間等では実施が難しいコースを設定する。(訓練期間:6~7ヶ月)
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

② 委託訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)	
長期高度人材育成コース※1	45	47	84.5%	
介護福祉士養成科「介護・医療・福祉分野」	10	10		
保育士養成科「介護・医療・福祉分野」	10	10		
その他「IT分野」「デザイン分野」「建設関連分野」 「理容・美容分野」「営業・販売・事務分野」「医療事務分野」「その他」	25	27		
知識等習得コース※2	695	650		
IT系	IT訓練科「営業・販売・事務分野」	470		455
	IT訓練科(デジタル)「IT分野」	30		30
経理・宅地建物取引士「営業・販売・事務分野」	60	45		
介護系「介護・医療・福祉分野」	60	45		
医療事務系「医療事務分野」	75	75		
合計	740	697		

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・委託訓練は、令和5年度計画の740人から43人減の697人を計画数として実施する。
- ・「長期高度人材育成コース」は、人材不足分野の介護福祉士、保育士を重点分野として実施する。
- ・「知識等習得コース」は、IT系、経理・宅地建物取引士、介護系、医療事務系の分野を設定し、応募・求人ニーズを踏まえた上で実施する。
- ・若年者・女性・就職氷河期世代の方に配慮した多様なコース設定を行う。特に育児中の訓練受講希望者に配慮した託児サービス提供事業の拡充を図る。
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

※1 長期高度人材育成コース

非正規雇用での就労期間が長く、不安定な就労を繰り返している若者が正社員就職を実現するために国家資格等の取得を目指すコース。(訓練期間：1年以上2年以下)

※2 知識等習得コース

求職者に必要な知識・技術等の職業能力を付与するための訓練コース
(訓練期間：3ヶ月以上を標準とし1年以下)

③求職者支援訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)
基礎コース	110	101	58.0%
実践コース*	257	237	63.0%
介護系「介護医療福祉分野」	70	48	
医療事務系「医療事務分野」	15	0	
デジタル系「IT分野（デザイン分野一部含む）」	60	72	
営業販売事務系「営業販売事務分野」	0	50	
美容系「理容・美容関連分野」	112	52	
その他「その他分野」	0	15	
合計	367	338	

*各分野別の数字は申請見込み数であり、結果は変動する場合があります。

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対して雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるように訓練機会を提供する。
- ・訓練内容としては、職業能力開発講習及び基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を全体の30%程度、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を全体の70%程度とする。
- ・その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定に努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児付き訓練コースの設定に努める。
- ・地域ニーズ枠は、訓練認定規模の10%以内で設定することとする。
- ・新規参入枠は、次のとおりとする。
 - イ 基礎コース 上限値 30%
 - ロ 実践コース 上限値 30%
- ・認定単位期間は、四半期ごとに認定する。なお、第3四半期まで繰り越した認定枠について端数がある場合には集約し振替えることができる。

- ・申請単位期間内で新規参入枠以外の認定数（以下「実績枠」という）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・第 3 四半期以降においては、上半期の認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分及び中止コースの繰り越し分については、基礎・実践コース間の振替えや、実践コースの他分野への振替えができるものとする。
- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

（2）在職者に対する公共職業訓練等

〈職業訓練の対象者数〉

公共職業訓練（在職者訓練） 583 人

【内訳】

高知県 223 人

高知職業能力開発促進センター 170 人

高知職業能力開発短期大学校 190 人

生産性向上支援訓練 600 人

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上支援訓練においては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練等のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ものづくり分野について、DX等に対応した職業訓練の開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況等について確認する。
- ・高知県においては、産業界や企業のニーズにあった訓練を実施し、企業在職者にとって必要な資格取得やスキルアップを図る。

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)
高知県立高知高等技術学校	85	85	98.1%
機械加工科	10	10	
溶接科	10	10	
塑性加工科 (募集科名: オートボディ科)	20	20	
電気工事科	15	15	
自動車設備科	20	20	
配管科	10	10	
高知県立中村高等技術学校	15	15	
木造建築科	15	15	
高知職業能力開発短期大学校	45	45	95.0%
生産技術科	20	20	
電子情報技術科	25	25	
合 計	145	145	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・県立高等技術学校では、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。(訓練期間: 1~2年間)
- ・高知職業能力開発短期大学校では、技術革新に対応できるものづくりの高度な知識と技術・技能を兼ね備えた実践技能者の育成のための職業訓練を実施する。(訓練期間: 2年間)

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

〈対象者数及び目標〉

(人)

	令和5年度	令和6年度	目標 (就職率)
知識・技能習得訓練コース (集合訓練)	0	0	85.0%
在宅就業 (テレワーク) 研修科	0	0	
その他	0	0	
実践能力習得訓練コース	35	35	
合 計	35	35	

〈職業訓練の内容・留意事項等〉

- ・定員充足率、就職率の低い訓練コースを廃止し、就職を目指す障害者にとってニーズが

ある就職率の高い実践能力習得訓練コースで、35人の定員として実施。

- ・企業の中で実際の業務を行う事で職業能力の向上と就職を目指す。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

- ・受講者に対する訓練終了前から職場定着まで一貫した支援のため、ハローワークにおいては関係機関との連携の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施、訓練受講に合致した積極的な求人情報提供など担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。
- ・高知県が進める「産業振興計画」等の産業施策とも連携した就労支援を実施する。
- ・人材不足分野である「介護・医療・福祉」分野の人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練関係機関及び高知県福祉人材センターの連携強化による就職支援を実施する。
- ・地方単独事業として実施される「地域リスクリソング推進事業」については、事業一覧の報告をもって地域職業訓練実施計画に位置付ける。

なお、県及び市町村の該当事業一覧（地域リスクリソング推進事業一覧）は、事業実施年度に入り開催する地域職業能力開発促進協議会において、報告する。

指標から分析した改善すべき方向性

就職率 高

【就職率「高」・応募倍率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズの観点からは効果的な訓練と言えるが、受講者ニーズをとらえ切れていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 訓練コースが、求職者にとって応募や受講がしやすい募集日程・訓練日程となっているか要検討。
- 受講勧奨の段階で、訓練コースの内容や効果に関する周知の強化について要検討。

【就職率「高」・応募倍率「高」の分野の改善方策】

求人ニーズ、求職者ニーズを踏まえた効果的な職業訓練と言える。

<考えられる改善の方向性>

- 応募倍率が100%を超えている場合には、申込者数に応じた定員の拡充について要検討。

応募倍率 高

36 応募倍率 低

【就職率「低」・応募倍率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズ、受講者ニーズ双方をとらえ切れていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか要検討。
- 就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか要検討
- 訓練コースの周知や受講勧奨に課題がないか要検討。
- 以上を講じても改善されないときは訓練コースの縮小を要検討。

【応募倍率「高」・就職率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズをとらえ切れていない可能性があるとともに、受講者に就職率が低いことが伝わっていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 求人ニーズに即した訓練内容になっているか要検討。
- 就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか要検討
- 受講勧奨時に、受講者に必要な情報が伝わっているか、要検討。

就職率 低

情報収集対象の産業分野

高知県で実施している公的職業訓練のうち、パソコン資格等の習得を目指す「一般事務分野」の訓練は、昨年度の高知県地域職業能力開発促進協議会において「応募倍率が低く、就職率が低い分野」として報告があった分野である。

このため、ワードエクセル等基本的な事務作業の習得を目的としている訓練の有用性やデジタルリテラシーの活用について検証を行うため、以下のとおり情報収集を行った。

情報収集（ヒアリング）実施状況

○ヒアリング実施時期 令和6年7月～9月

○ヒアリング実施者 高知労働局、高知県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部、高知県立高知高等技術学校、高知公共職業安定所

○ヒアリング先

①職業訓練実施機関 3機関
求職者支援訓練 1機関・・・高知市
公共職業訓練（委託訓練） 2機関・・・高知市

②職業訓練受講者採用企業 3社・・・高知市

③職業訓練修了者 3人

ヒアリング実施結果概要① (職業訓練実施機関)

【共通の質問】

【実施機関からのご意見】

【検討課題等】

① 訓練実施にあたって工夫している点

② 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況

③ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

④ 就職支援の取り組み

⑤ その他

機関 A

- ① 時代のニーズに合わせ、オンライン会議ツールやデータ共有方法の内容を含めたり、実務で活かせるWebや簿記の内容を取り入れた訓練を計画しており、他のIT訓練科との差別化を図るようにしている。
- ② 自己効力感をあげ、今後に向けて前向きに考えられるようアプローチしながら個別面談し、就職先を時間をかけて絞りこんでいる。そのため日頃の施設職員と訓練生とのコミュニケーションを大事にしている。
- ③ 委託費等の単価を上げてほしい。
- ⑤ 近年、受講生が抱えるもの（持病・障害・家庭環境など）が複雑化しており、対応に専門的知識を要するものが増え、講師や職員の負担は以前より増加している。

機関 B

- ① 訓練時間が午後からのコースであったため、午前中に教室を開放してパソコンを自由に使用可能にし、自習可能にした。
- ② 実施機関内にキャリアコンサルタントが常駐しているため規定のキャリアコンサルティングの時間以外にもこまめに就職相談ができる。
- ③ 維持費や講師の礼金等経費が値上がりしている中、奨励金の増額を検討してほしい。また、受講者の年齢が高くなってきており60歳以上の就職率の配慮をお願いしたい。また高齢者とともに障害者も増加しており就職率算定の期間や就職率除外等の配慮をお願いしたい。
- ④ 訓練終了後、専用LINEを作成して、24時間体制で訓練生とコミュニケーションをとれる状況で対応したところ就職率向上につながった。

機関 C

- ① 訓練生が自身の成長を実感しやすくするため、成長の見える化（タイピング記録のグラフ化）、1週間毎の振り返り等工夫をしている。
- ② 自己PR力の育成に力をいれている。また、訓練終了後も定期的に情報共有（公式LINE）したり、未就職者へ就活フォローするなどしている。
- ③ 委託料は10年以上据え置きとなっており、委託料の引き上げを希望する。また、WEB公告やCMなど多様な方へ周知できる手段を検討してほしい。ほか、訓練生を取り合うことになる応募期間の重複の回避が必要。
- ⑤ 中には就労意識が低い方がいる。就職のための公共職業訓練であり、趣味や知識の延長として習うものではないことを認識してほしい。

ニーズに応じた設定や実務重視の設定で訓練の差別化を図っている。
訓練受講者の高齢化等が進んでおり受講対応や就職支援対策に支援が必要となっている現状がある。

物価や人件費の高騰により奨励金の引き上げを希望している。
訓練受講者への訓練時間外のパソコン解放や相談対応は効果がある。終了後LINEの活用は就職支援で効果がある。

職業訓練の周知広報については多様な方への広報を希望する。
訓練応募期間の重複について回避が必要。
就労意欲の低い訓練生が存在する。

ヒアリング実施結果概要② (職業訓練受講者採用企業)

【共通の質問】

① 訓練により得られたスキル、技能のうち、採用後に役立っているもの

② 訓練でより一層習得しておくことが望ましいスキル

③ 訓練修了者の採用について、未受講者の採用と比較して期待していること

④ 採用にあたって求める知識・スキル等

⑤ その他

【採用企業からのご意見】

企業 A

- ① 現在従事してもらっている業務の半分は、Word・Excelを使用する仕事であるため、職業訓練で学んでいなければできなかった。事務職以外の技術職でもパソコンのスキルは重要である。
- ② インターネットでの情報検索を効率的に行う方法など、情報活用のスキルが必要と考える。
- ③ 事務職を募集する際、パソコンをある程度使える人でないと採用できない。IT系の訓練を受講していれば、即戦力を期待できる。
- ④ コミュニケーション能力、向上心を重視。経験・資格はあったほうが良いが、最も重視する点ではない。

企業 B

- ① 業務ではExcelを使用することが多いが、業務改善・効率化にも取り組んでもらっており、訓練で学んだ内容が役立っている。
- ② 採用する際には、Word・Excelは教えなくてもできるレベルであることが前提となる。また、パワーポイントを使用した資料作成やWeb会議ができるスキルも必要となっており、デジタル基礎力やマナー等は必須と考えている。
- ③ 修了者は、自己流ではなく論理的・効率的なパソコンの使用方法を学んでおり、より効率的に業務を遂行することを期待している。
- ④ 現代はデジタル技術の活用が必須のためパソコンを使える力は必須。教えてくれたらできるは問題外。

企業 C

- ① WordやExcelの操作について説明する必要がなく、入力する内容について伝えるだけでよいため効率的。マナー研修も利用者に対する接遇や、職員間のコミュニケーションに役立っている。
- ② 記録等の入力のため、WordとExcelは必須。社内研修は、介護関係は実施しているが、パソコンに関する研修はない。
- ③ 介護職として採用であるため、パソコンができることは加点にはなっていない。人柄、介護の資格を取得しているか、介護職の経験を重視。

【検討課題等】

事務職以外の職種でもパソコンスキルが必要。ただし資格・経験はあった方が良いがコミュニケーション能力、向上心が重要。

Word・Excelは独力でできることが前提。資料作成ではパワーポイントが必要。デジタルマナーやWEB会議等パソコンの基礎力は現代社会では必須項目。

事務的職業でない場合、パソコンの研修はないので、スキルのある方の採用は効率的。

就職支援対策であってもマナー研修やコミュニケーション研修は就職後活用されている。

ヒアリング実施結果概要③ (職業訓練修了者)

【共通の質問】

【修了者からのご意見】

【検討課題等】

① 訓練内容のうち、就職後役に立ったもの

② 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの

③ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

④ 就職支援の中でよかったもの

⑤ その他

修了者 A

- ① 一般事務（経理含む）の求人へ応募し採用されたが、就職後間もなく資材調達・加工準備等を行う技術部へ配置換えとなった。配置換え先では、注文書・見積書等を作成するためにWord・Excelを使用しており、訓練内容が役に立っている。
- ④ 履歴書職務経歴書の書き方も参考になった。模擬面接・応募書類添削・マナー講習などを受けることによって、緊張せずに就職活動を行うことができた。
- ⑤ 訓練受講前は臨時保育士として勤務していたが、訓練を受講することによって正社員への就職につながり感謝している。

修了者 B

- ① 担当業務ではExcelを使用することが多く、訓練で学んだ内容を超えるスキルが必要な場合もあるが、関数やワークシートの仕組みを理解できていたことが役に立っている。
- ③ チラシや研修資料を作成する機会が多く、パワーポイントを勉強しておきたかった。
- ⑤ 訓練レベルは、実務的には十分であると思える。上位資格を取得しても、実務レベルでは必要でなかったということ。この訓練の希望理由は、資格を取得するだけでなく、その仕組みを理解したかったことと4月の入社に丁度良い訓練期間であったことも重要であった。

修了者 C

- ① ケアプラン・報告書・企画書の作成にWord・Excelを使用。以前の職場は手書きだったが、受講後パソコンが活用できるようになった。
- ④ パソコンを使う仕事に転職したいと思い職業訓練を受講したが、キャリアデザインやマナーの授業などを通して自分を見つめ直し、経験のある介護職が自身の適職であると改めて気づけた。HWで受けたキャリアコンで職歴の振り返りができたので良かった。

パソコン訓練以外での就職支援についても大変有用で正社員就職が実現できた。

実際の仕事では訓練で学んだ事以外も必要となるが、仕組み等基礎を学んでいるので応用ができています。ただし実感として上位資格の取得は必要でなかった。訓練期間については時期も重要である。

パソコンを利用する仕事に就きたくて訓練受講。介護職に就職したがパソコン活用で効率が上がった。就職支援は自分を見つめ直す契機となった。

ヒアリング結果を踏まえた今後の対応について

ヒアリング結果から見えてきた検討課題等

今後の取組の方向性

職業訓練実施機関

ニーズに応じた設定や実務重視の設定で訓練の差別化を図っている。
訓練受講者の高齢化等が進んでおり受講対応や就職支援対策に支援が必要となっている現状がある。

物価や人件費の高騰により委託費、奨励金の引き上げを希望している。
訓練受講者への訓練時間外のパソコン解放や相談対応は効果がある。終了後LINEの活用は就職支援で効果がある。

職業訓練の周知広報については多様な方への広報を希望する。
訓練応募期間の重複について回避が必要。
就労意欲の低い訓練生が存在する。

事務職以外の職種でもパソコンスキルが必要。
ただし資格経験はあった方が良いがコミュニケーション能力、向上心が重要。

Word・Excelは独力でできることが前提。資料作成ではパワーポイントが必要。デジタルマナーやWEB会議等パソコンの基礎力は現代社会では必須項目。

実際の仕事では訓練で学んだ事以外も必要となるが、仕組み等基礎を学んでいるので応用ができています。ただし実感として上位資格の取得は必要でなかった。訓練期間については時期も重要である。

- 受講促進のため訓練内容や学校の特色を出し他校と差別化を図る。(C・D)
- 受講者の多様化が進み訓練実施や就職支援で苦勞している実態を厚生労働省に伝達する。(A)

- 委託費や奨励金の更なる引き上げの要望については、厚生労働省に引き続き報告していく。(A)
- 引き続き可能な範囲で訓練カリキュラム以外の支援を検討してもらう。(C・D)

- 広報については多角的に実施する。(A・B・C・D)
- 応募期間の重複は可能な限り調整する。(C・D)
- 受講斡旋については制度を十分に説明する。(B)

- 事務職以外の職種もパソコン訓練が有効であることを求職者に広く伝える。(B)

- 事務職では、Word・Excel・パワーポイントのスキル習得は必須。パソコンの基礎的活用術も必要であることを認識してもらう。(B・C・D)

- 訓練で基礎から学ぶ事によって就職後も応用活用ができることを周知する。(B)
- 訓練の設定については訓練実施期間も重要であることを訓練校に伝達する。(C・D)

【実施主体】 A労働局 Bハローワーク C機構 D県

訓練受講者・採用企業

令和7年度高知県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和6年度計画の実施方針と取組状況

令和6年度実施計画（実施方針）

課題	実施方針
①応募倍率が低く、就職率が高い分野がある。 「介護・医療・福祉分野」 「医療事務分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討が必要。 ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。
②応募倍率が高く、就職率が低い分野がある。 「IT分野(デジタル分野)」	<ul style="list-style-type: none"> ・求人ニーズに即した訓練内容になっているか、就職支援策が充分か、検討が必要。 ・ハローワークと連携した就職支援の強化が必要。
③応募倍率が低く、就職率が低い分野がある。 「営業・販売・事務分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・求人ニーズ・受講者ニーズに則した訓練内容になっているか検討が必要。 ・就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか検討。
④委託訓練の計画数と実績が乖離しており、さらに令和4年度は受講者が減少。	<ul style="list-style-type: none"> ・開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数の増加のための取組が必要。
⑤デジタル分野の設定はあるものの、内容の充実が課題。	<ul style="list-style-type: none"> ・ITコースの内容をデジタル人材育成方針に沿った内容にすること等、質・量の面で一層の設定促進が必要。

令和6年度取組状況

<p>公的職業訓練について、訓練実施機関に対し、開講時期の柔軟化や受講選考期間の短縮を依頼。</p>
<p>ハローワークにおいて、訓練実施施設による事前説明会・見学会の機会確保。</p>
<p>デジタル分野の訓練コースの設定にあたり地域ニーズの把握を実施。また、きめこまやかな相談指導を行う。</p>
<p>ハローワークにおいて、オンライン訓練等の就職支援の強化。</p>
<p>地域協議会の公的職業訓練効果検証ワーキンググループによる効果検証結果の情報共有し改善策の提供。</p>
<p>公的職業訓練について、訓練実施機関に対し、開講時期の柔軟化や受講選考期間の短縮を依頼。【再掲】</p>
<p>公的職業訓練の設定について、デジタルリテラシーの向上促進を行う。また、新規参入促進について積極的に展開する。</p>

令和7年度高知県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和6年度計画に挙げた課題と令和5年度の実施状況

評価・分析

令和7年度の公的職業訓練の実施方針（案）

応募倍率が**低く**、
就職率が**高い**分野

介護・医療・福
祉分野

【委託訓練】
応募倍率が大きく低下し48.0%。就職率は向上。
【求職者支援訓練】
応募倍率は増加の80.5%。就職率は若干低下。

応募倍率	両訓練を平均すると62.0%であり、引き続き 改善の余地 がある。
就職率	比較的高水準で推移。



A 令和6年度計画に引き続き、訓練コースの内容や効果を踏まえた**受講勧奨の強化**が必要。

委託訓練についてはDの措置も併せて実施。

B 令和6年度計画に引き続き、求人ニーズに即した**効果的な訓練内容であるかどうかの検討**を行う。

C 令和6年度計画に引き続き、就職率向上のため、**受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨**できるよう、ハローワーク訓練窓口職員の知識の向上や、事前説明会・見学会の機会確保を図る。

また、**訓練修了者の就職機会の拡大**に資するよう、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するなどの取組推進が必要。

43

応募倍率が**低く**、
就職率が**低い**分野

デザイン分野

【委託訓練】
・デザイン分野：令和4年度は実績なし。

応募倍率	委託訓練において再設定されたがコース設定も少なく応募倍率は 低調 。
就職率	就職率は60%であり、 改善の余地 がある。



D 令和6年度計画に引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、**受講者数増加に向けた取組**が必要。

E 就職率に加えて、訓練関連職種に就職した場合の処遇といった観点も踏まえた**求職者の希望に応じた受講あっせんを強化**する。

委託訓練の計画数と実績に乖離あり。
令和5年度も同様の傾向。



デジタル人材が質・量とも不足している。



F 引き続き、**デジタル分野への重点化**を進め、**一層の設定促進**が必要。

令和6年度計画と同程度の規模で人材を育成（令和7年度予算）

44 教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 高知労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<p><u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u> を6か月ごとに支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u> 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限年間8万円）</u> 	<p><u>受講費用の40%（上限20万円）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限5万円）</u> 	<p><u>受講費用の20%（上限10万円）</u></p>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上） 		
講座数	3,011講座	801講座	12,111講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
45 講座指定要件	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程 ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 	<p><u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等

（注）講座数は2024年10月時点、受給者数は2023年度実績（速報値）。（※1）2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）2024年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ

③ 教育訓練給付の対象講座として 指定（指定期間3年）

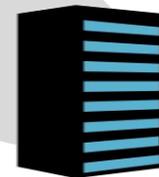
指定基準を満たす講座を有する
教育訓練機関

4月申請は10月指定
10月申請は4月指定



厚生労働省

② 審査



申請窓口等実施機関
(厚生労働省委託)

中央職業能力開発協会（令和5～6年度）

① 申請

申請受付は年2回
(例年4月からと10月からの約1ヶ月間)

指定希望講座の実施関係調査票及び
指定基準の確認関係書類

(指定基準)

- 教育訓練について、継続、安定して遂行する能力があること
- 当該講座について1事業年度以上の事業実績を有していること
- 施設管理者や苦情受付者等、施設管理者を配置すること

等

2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



厚生労働大臣の指定を受けた講座

② 教育訓練修了証明書等の発行

① 入講→講座を修了
(受講料を自ら負担)



受給の要件を
満たす者（※）

④ 支払った費用の 一定割合を給付

③ 支給申請の手続き



住居所を管轄する
ハローワーク

(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付
最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給（※1）



特定一般教育訓練給付
受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給（※2）



一般教育訓練給付
受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

※1 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給
※2 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の40%（上限20万円）を支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験
医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者（R）試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

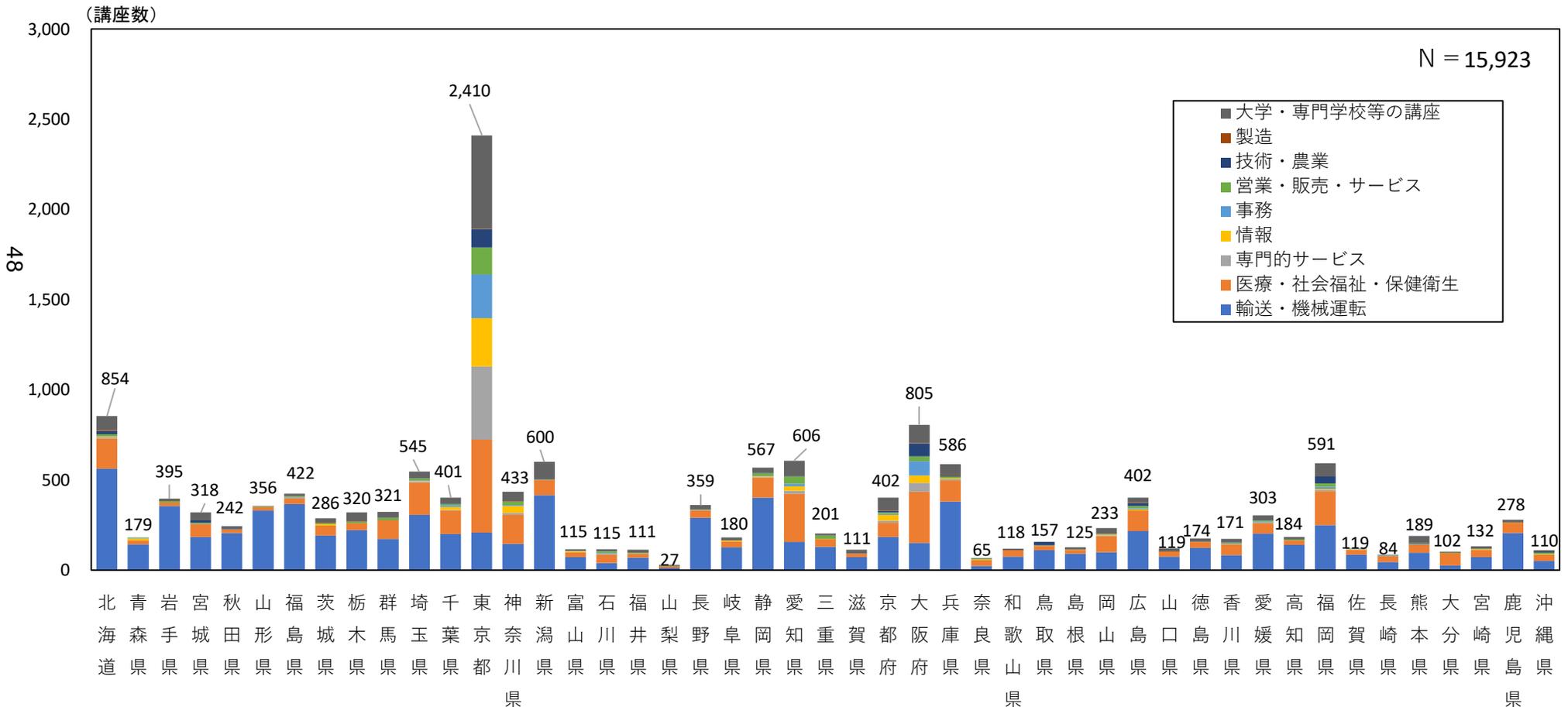
職業実践専門課程（商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など）
職業実践力育成プログラム（保健、社会科学、工学・工業など）
キャリア形成促進プログラム（医療、文化教養、商業実務関係）
専門職学位（ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など）
短時間の職業実践力育成プログラム（人文科学・人文）
短時間のキャリア形成促進プログラム（文化教養関係）
修士・博士
履修証明
科目等履修生

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

指定講座の状況（訓練機関の所在地・分野別）（令和6年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2,400講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、愛知県、新潟県の順に多くなっている。
- 東京都の指定講座を分野別にみると、特に「専門的サービス関係」「情報関係」「技術関係」では指定講座の約5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開催している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

高知県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

（令和6年10月1日時点）

49

		全国				高知県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2590	—	131	2459	44	—	0	44
	中型自動車第一種免許	1794	—	80	1714	28	—	0	28
	準中型自動車第一種免許	846	—	49	797	23	—	0	23
	大型特殊自動車免許	698	—	25	673	8	—	0	8
	大型自動車第二種免許	643	—	36	607	24	—	0	24
	フォークリフト運転技能講習	303	—	3	300	0	—	0	0
	けん引免許	385	—	14	371	5	—	0	5
	その他	874	—	30	844	8	—	0	8
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	6	—	—	6	0	—	—	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1443	291	18	1134	11	1	0	10
	介護支援専門員	193	—	143	50	5	—	5	0
	喀痰吸引等研修修了	63	—	21	42	0	—	0	0
	介護職員初任者研修	287	—	79	208	2	—	0	2
	看護師	302	289	0	13	4	4	0	0
	特定行為研修	333	—	86	247	0	—	0	0
	社会福祉士	165	121	6	38	0	0	0	0
	保育士	121	108	2	11	0	0	0	0
	精神保健福祉士	117	93	0	24	0	0	0	0
	歯科衛生士	125	121	0	4	0	0	0	0
	その他	571	421	10	140	1	1	0	0
	専門的サービス関係	税理士	218	—	0	218	0	—	0
社会保険労務士試験		112	—	1	111	0	—	0	0
行政書士		44	—	0	44	0	—	0	0
その他		183	22	0	161	0	0	0	0

高知県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和6年10月1日時点）

		全国				高知県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	80	—	—	80	0	—	—	0
	CAD利用技術者試験	20	—	—	20	0	—	—	0
	Webクリエイター能力認定試験	48	—	—	48	0	—	—	0
	第四次産業革命スキル習得講座	201	201	—	—	0	0	—	—
	その他	143	5	15	123	0	0	0	0
事務関係	TOEIC	148	—	—	148	0	—	—	0
	簿記検定試験（日商簿記）	81	—	—	81	0	—	—	0
	中国語検定試験	32	—	—	32	0	—	—	0
	「ハングル」能力検定	5	—	—	5	0	—	—	0
	実用フランス語技能検定試験	4	—	—	4	0	—	—	0
	日本語教員	53	—	—	53	0	—	—	0
	その他	79	—	—	79	0	—	—	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	113	—	7	106	0	—	0	0
	その他	369	297	0	72	6	6	0	0
製造関係	計	31	11	0	20	0	0	0	0
技術・農業関係	建築士	60	—	0	60	0	—	0	0
	建築施工管理技術検定	52	—	0	52	0	—	0	0
	土木施工管理技術検定	50	—	0	50	0	—	0	0
	その他	155	20	4	131	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	680	—	—	680	0	—	—	0
	キャリア形成促進プログラム	9	8	1	—	0	0	0	—
	職業実践専門課程	668	668	—	—	12	12	—	—
	職業実践力育成プログラム	254	214	40	—	2	1	1	—
	専門職大学院	121	119	—	2	0	0	—	0
	科目等履修生	15	—	—	15	0	—	—	0
	履修証明	34	—	—	34	0	—	—	0
	その他	2	2	0	—	0	0	0	—

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般+一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	273,308	25	滋賀県	318	702	99,725	726	58,234
2	青森県	234	702	73,896	595	61,944	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	286,104
3	岩手県	295	605	55,629	983	41,382	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	737,137
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	112,512	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	479,161
5	秋田県	178	411	31,559	588	10,950	29	奈良県	378	926	116,608	681	101,747
6	山形県	155	409	43,506	702	27,934	30	和歌山県	174	385	42,780	637	25,239
7	福島県	271	707	84,568	1,118	91,299	31	鳥取県	89	273	36,817	344	33,434
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	186,410	32	島根県	121	353	43,623	373	45,572
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	114,921	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	136,034
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	152,376	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	184,859
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	706,295	35	山口県	268	724	73,401	725	41,710
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	355,656	36	徳島県	146	339	38,071	425	29,540
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	1,573,229	37	香川県	268	916	125,619	559	145,662
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	632,835	38	愛媛県	422	996	110,033	787	107,543
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	145,172	39	高知県	121	450	66,650	420	95,393
16	富山県	152	301	32,304	537	10,429	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	621,736
17	石川県	222	554	58,305	461	50,776	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	81,544
18	福井県	166	333	26,327	516	11,916	42	長崎県	314	894	93,452	449	55,109
19	山梨県	126	354	40,548	269	46,775	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	132,614
20	長野県	380	885	97,055	1,315	73,360	44	大分県	271	830	99,166	564	74,812
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	117,292	45	宮崎県	294	923	105,227	544	63,107
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	169,667	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	168,909
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	601,272	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	260,519
24	三重県	343	912	115,924	1,076	104,312		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	9,628,770

（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

(参考資料)

地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組等

- 本年2月～3月に開催した令和5年第2回地域職業能力開発促進協議会では、「教育訓練給付制度による地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の拡大」を協議事項に追加し、初めて協議が行われた。
- 協議の結果を踏まえ、令和6年10月の講座指定申請期間に向けて、労働局や本省において、教育訓練機関への講座指定申請の働きかけや周知広報を実施しているところ。

<令和5年度第2回地域職業能力開発促進協議会における主な意見>

➤ 訓練ニーズが高く講座拡大が必要

デジタル（情報）関係【岩手、秋田、茨城、栃木、石川、福井、岐阜、鳥取、岡山、鹿児島】

介護福祉関係【青森、秋田、長野、滋賀、徳島】

輸送・運輸関係【青森、山梨、広島、香川】

語学関係【青森、群馬、秋田、広島】

ドローン免許【青森、福井】 等

➤ 講座拡大の働きかけ・教育訓練給付制度の利用促進のための周知広報が必要

【秋田、群馬、新潟、山梨、岐阜、静岡、滋賀、鳥取、島根、広島、山口、香川、宮崎、沖縄】 等

➤ その他

講座指定申請事務の負担が大きい、手続が大変というイメージがある【青森、宮城、茨城、愛知、滋賀、大分】

本省から業界団体等への講座指定申請勧奨を求める 【青森】

給付率引上げ等の支援の拡充を求める【秋田、山形、山口】 等

地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組

地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた対応方針と現在までの取組（例）

【協議会委員の主な意見】

【労働局の対応方針】

【具体的な取組】

<デジタル（情報）関係>

鳥取

- ・労働者に有益な制度であり周知広報に努めてほしい。
- ・今後どのような分野の指定講座の新規開拓に力を入れていくのか。

- ・**情報関係**の指定講座がゼロとなっているため、指定申請が提出されるよう教育訓練機関に働きかける。

- ・県内6社の**情報系の職業訓練実施機関を訪問の上、リーフレットを活用して講座指定申請勧奨を実施（7月）**。いずれも講座指定のメリットを理解いただき、申請を検討いただけることとなった。

岐阜

- ・全国と比べ県内に指定講座が少ないのは、周知広報が足りないのではないか。
- ・**情報科を有する大学への働きかけが必要ではないか。**

- ・公共職業訓練（委託訓練）や求職者支援訓練を実施している訓練機関、県内大学のうち**情報系の学科を有する大学等**に対し制度周知及び講座指定申請勧奨を実施

- ・県内で公的職業訓練を実施する民間の訓練実施施設すべて（5～6月）、**大学1校、短期大学3校、大学と短期大学併設校2校を訪問し、リーフレットを用いた申請勧奨を実施（7月）**、申請を検討いただけることとなった。

<介護福祉関係>

滋賀

- ・多くの業界において人手不足感が高止まりしている状況で、**介護業界**の人手不足は、より深刻になっている。
- ・**介護分野でスクーリングがある介護福祉士実務者研修などは、身近で受講できるようにすることが必要。**滋賀県の場合、実務者研修を受講できる施設も少なく、身近にあるとは言えない。

- ・介護・医療分野を中心とした人材不足分野の人材確保・人材育成は重要であるものの、一方で職業訓練を含めても受講できる施設が滋賀県については少ない状況である。
- ・周知広報を進めていく。

- ・介護支援専門員、介護福祉士及び介護員養成研修の事業者等の指定を行っている**滋賀県医療福祉推進課に訪問し、教育訓練給付制度の周知協力を依頼（7月）**。
- ・**介護支援専門員については、滋賀県から直接周知いただき、介護福祉士及び介護員養成研修については、滋賀県から提供を受けた県内の介護関係資格研修事業者名簿により、15者を対象に、当局からリーフレット送付による制度周知・講座指定申請勧奨を実施（7月）**。

地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組

地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた対応方針と現在までの取組（例）

【協議会委員の主な意見】

【労働局の対応方針】

【具体的な取組】

<輸送・運輸関係>

山梨

- ・指定講座数が全国最下位。
- ・ニーズの**高い輸送関係、介護関係の講座**が少ない。他県と比べて力の及んでいない部分にしっかりと周知して欲しい。

- ・現在はe-ラーニングで多様な講座が受講できるが、自動車運転免許関係などは近くに実施機関が無いと受講できないことから、今年度は2024年問題による人員不足が懸念されるため、**自動車教習所の団体と教習所に対し、重点的に講座指定申請勧奨を実施。**

- ・山梨県指定自動車教習所協会を通じて、**県下全自動車教習所14所にリーフレットを用いた講座指定申請勧奨を実施。**このうち、**講座指定申請を行っていない11社に対しては、訪問による制度説明を実施（6～7月）。**1社は10月に新規申請予定、その他は申請検討等。

55

香川

- ・一般から特定一般への切り替えを促すべき。
- ・2024年問題や高齢化で若年者の確保が困難な**運輸業界**に対して、当制度による支援は有効だが、県内の指定講座は全て一般教育訓練なので、給付率の高い特定一般へ切り替わってほしい。

- ・教育訓練機関へのリーフレットの送付などにより制度周知及び一般から特定一般への切り替えを促す。

- ・一般教育訓練を実施する介護福祉士実務者研修実施機関、自動車整備士養成施設、**自動車教習所（2校）へ訪問し、特定一般への切り替えを勧奨（7月）。**

<日本語教員関係>

広島

- ・育成就労制度が始まる。広島県は外国人の受け入れが多いが、**日本語教員の講座が少なく強化が必要**ではないか。

- ・日本語教員養成機関について情報収集を行い、本省作成の講座指定申請リーフレットを用いて制度周知及び講座指定申請勧奨を実施。

- ・**日本語教員養成講座を実施している2校について、訪問及び電話にて制度説明と講座指定申請勧奨を実施。**

<厚生労働省における取組>

- ・文部科学省主催の日本語教員養成機関を対象とした制度説明会（7月）に参加して、教育訓練給付の制度説明及び講座指定申請勧奨を実施。

地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組

地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた対応方針と現在までの取組（例）

【協議会委員の主な意見】

【労働局の対応方針】

【具体的な取組】

<ドローン免許>

青森

・ドローンの操縦資格に関する講座開設の要望がある。

厚生労働省本省へ報告

<厚生労働省における取組>

・現在、一般教育訓練のみで指定されている一等無人航空機操縦士資格（2022年12月5日施行の改正航空法により創設）に係る登録講習について、講座実績要件を満たすものは、教育訓練給付（特定一般教育訓練及び一般教育訓練）の指定対象となる旨、国交省航空局を通じて全国約700の登録教習機関に対して周知・講座指定申請勧奨（8月）。

福

・農業ではドローンを使った作業がある。ドローンの操縦資格に関する講座があれば、指定されるとよい。

厚生労働省本省へ報告

56

<その他>

兵庫

・通信教育の割合が高いのであれば、都心に講座数が偏るのは必然的ではないか。
・中小企業向けに自己啓発の援助を行う講座を行っている機関に制度周知を図ってほしいのではないか。

・地域における指定講座が増えることにより、受講者数増が期待できるため、協議会構成員を中心に、各関係機関、団体等に周知を図っていく。
・通信制、通学制の割合や、受講者数の多い講座等、地域における訓練ニーズを分析する。

・訓練ニーズを把握するため、ハローワークを利用する求職者等に対するアンケート（1059人）を実施（8月）。結果として、制度を知らない者が半数を超えていたことから、まずは制度自体の周知広報に取り組むこととし、並行して今後の講座拡大の方向性について検討する。

大分

・講座指定を受けるための手続きが煩雑で、かなりハードルが高いイメージがある。

厚生労働省本省へ報告

<厚生労働省における取組>

・教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや書類作成のイメージを紹介する動画を作成（8月）。厚生労働省ウェブサイトに掲載するとともに、労働局に情報提供。本省においても、SNSや業界団体等を通じた教育訓練機関への講座指定申請勧奨に活用中。

厚生労働省による講座拡大の取組

令和6年10月の申請期間に向けて、①講座指定のメリットを強調した教育訓練機関向けリーフレットや申請手続や申請書記載のイメージ動画等を活用した教育訓練機関への働きかけ、②関係省庁や業界団体主催の会議等におけるPR、③SNSによる制度周知等により、講座指定申請勧奨を集中的に実施。

○業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけ

- ・指定自動車教習所（約1,300校）
- ・（建設車輛関係）登録教習機関（約200機関）
- ・デジタル等各種資格認定団体（約30団体）
- 57 介護支援専門員研修実施機関（47都道府県）
- ・無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関（約700校） <国交省と連携>
- ・大学等（約1,200校） <文科省と連携> 等

○関係省庁や業界団体主催の会議等

- ・大学等向けリカレント教育説明会（約300校） <文科省と連携>
- ・マナビDX講座提供事業者情報共有会（75機関※参加申込） <経産省と連携>
- ・日本語教員養成機関向け説明会（約550機関） <文科省と連携>
- ・（一社）全国産業人能力開発団体連合会説明会（30機関）等

○SNS等による周知広報

- ・X、facebook、厚生労働省メルマガ等による周知を、8～9月にかけて集中的に実施（X閲覧数：約10万件）

・教育訓練給付制度のご案内

※教育訓練給付制度の概要を紹介するショート動画。



<https://www.youtube.com/watch?v=AHRnPGBwCnc&t=1s>

・教育訓練給付制度 講座指定申請手続のご案内

※講座指定を受けたことがない教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや書類作成のイメージを紹介する動画。



<https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpiw&t=2s>